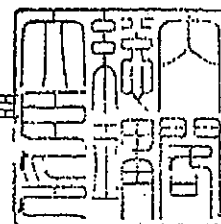




府管第74号-2  
平成19年6月27日

独立行政法人国立公文書館長 殿

内閣総理大臣



定期的に作成される行政文書の移管について（通知）

標記について、各行政機関（「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成13年3月30日閣議決定）の実施について」（平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ）3（1）に掲げる機関が置かれる行政機関を除く。）と別紙のとおり包括的合意に達したので通知します。

定期的に作成される行政文書の移管について

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成 13 年 3 月 30 日閣議決定）を実施するため、毎年又は隔年等に定期的に作成される行政文書のうち下記のものについて各行政機関の長から移管を受けることとする。

なお、移管を受ける行政文書の作成過程に関する文書等関連する文書で重要なものは、引き続き移管を受けることとする。

記

分類区分	移管を受ける行政文書	関係府省庁等
予算・決算関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算書（一般会計予算、特別会計予算及び政府関係機関予算の当初予算及び補正予算）</li> <li>・ 財政法第 28 条による予算参考書類</li> <li>・ 予算及び財政投融资計画の説明</li> <li>・ 決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関）</li> <li>・ 決算参照書（一般会計等及び特別会計）</li> <li>・ 決算の説明</li> <li>・ 主計簿</li> <li>・ 税制改正の要綱</li> </ul>	財務省
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算各目明細書（一般会計予算及び特別会計予算の当初予算及び補正予算）</li> <li>・ 概算要求書及び概算要求説明資料（財務省に提出したもの）</li> <li>・ 決算報告書及び決算分析調書（財務省に提出したもの）</li> <li>・ 税制改正要望（財務省に提出したもの）</li> </ul>	各府省庁等
年次報告書等関係	年次報告書等（法律に基づかないものも含む）	各府省庁等
政策評価、行政評価・監視関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政評価・監視又は行政監察結果報告書及びこれに基づく勧告又は通知</li> <li>・ 政策評価書（統一性・総合性確保評価）</li> <li>・ 個別審査結果集（客観性担保評価）</li> <li>・ 政策評価の点検結果</li> <li>・ 政策評価結果の予算要求等への反映状況</li> </ul>	総務省

	政策評価書	各府省庁等
組織・定員関係	・行政機構図 ・機構・定員等審査結果	総務省
	・組織改正要求説明書（総務省に提出したもの） ・定員増減理由事項別説明書（総務省に提出したもの）	各府省庁等
法人関係	独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び認可法人の事務報告書又は事業報告書	各府省庁等
補助金、地方交付税等関係	・補助金等調書	財務省
	・地方財政計画 ・地方財政の運営について（事務次官通知）の決裁文書	総務省
文書管理関係	決裁文書処理簿	各府省庁等
統計関係	・日本統計年鑑 ・統計基準年報	総務省
	指定統計調査報告書	各府省庁等
栄典関係	叙位、叙勲及び褒章の受章者の決定についての決裁文書	内閣府
人事院勧告関係	人事院勧告	人事院
事務の概要等関係	各府省庁等又は各部局の事務の概要、事務必携、業務関係総覧等、業務参考資料として作成又は取得した文書のうち重要なもの	各府省庁等

※「事務の概要等関係」について

標記のうち例示として挙げた「事務の概要」及び「事務必携」は、各府省庁等又は各部局が業務参考資料として作成したものを指す。

一方、「業務関係総覧等」は、各府省庁等以外により作成（発行等）されたものであるが、各府省庁等の業務に密接に関係し、業務参考資料として取得されているものを指す。